

○市県民税の所得一覧

収入から必要経費を差し引いたものを所得といい、収入金額－必要経費＝所得金額となります。税金は収入に対してではなく、所得に対してかかります。

所得の種類	所得金額の計算方法
利子所得	収入金額と同額
配当所得	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
不動産所得	収入金額－必要経費
事業所得	収入金額－必要経費
給与所得	P17【給与所得金額の計算表】参照
退職所得	(収入金額－退職所得控除額) ×1/2 ※ 法人役員等としての勤続年数が5年以下の法人役員等が支払いを受ける退職金、令和4年1月1日以後に支払われる勤続年数が5年以下の役員等以外の退職金において退職所得控除を差し引いた金額のうち300万円を超える部分の退職金については、2分の1を乗じる措置はありません。
山林所得	収入金額－必要経費－特別控除額(最大50万円)
譲渡所得	収入金額－必要経費(－特別控除の特例)
	収入金額－必要経費－特別控除額(最大50万円) ※ 長期譲渡所得の場合、総所得金額への算入額は課税譲渡所得の所得金額×1/2
一時所得	P7参照
雑所得	①と②の合計額 ①公的年金分:計算方法はP18【公的年金等の雑所得の計算】参照 ②公的年金分以外の雑所得:収入金額－必要経費

